

集団生活の中で、子供に次のような様子が見られたら、虐待の可能性を考える必要があります。

## 早期発見のためのチェックリスト

(子ども虐待防止マニュアル：東京都・1995年から一部抜粋)

### 【登校時の出席調べや健康観察などの場面で】

- ① 不自然な外傷（打撲、火傷など）が見られる。
- ② 表情が乏しく、教師や指導者に対する受け答えが少ない。
- ③ 過度に緊張し、教師や指導者と視線が合わせられない。
- ④ 季節にそぐわない着衣、薄汚れた着衣をしている。他のきょうだいの服装と差が見られる。
- ⑤ 連絡もなく登校（園）してこない。担任が訪問すると、親は不在で、まだ寝ていたり、食事も与えられていなかったりすることがある。

### ○ 親も被害者であるとの認識で援助を

虐待を未然に防止していくためには、保護者との日ごろからの信頼関係づくりを心がけ、相談相手となれるようにしたいものです。保護者が様々な問題を抱えていて、気持ちが不安定になっていたり、保護者自身が子供時代に親から同じような虐待を受けている場合も多いようです。そこで、加害者である親も被害者であるとの認識に立ち、保護者の子育てに対する悩みや不安などを共有し、ゆとりや自信を持って子育てができる

ように援助することが大切です。

また、校内でも複数の教職員の目で観察していく態勢と地域の民生委員や児童委員、PTAの役員や会員、児童福祉司や警察官等との連携を考える必要があります。

